

蒲郡市地域防災計画に定める避難所等の開設担当職員に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、蒲郡市地域防災計画に定める避難所等（一部施設を除く。以下「避難所等」という。）において、災害対策本部の統括のもと、開設及び運營業務を行うため、あらかじめ指名する職員（以下「避難所等開設担当職員」という。）の選任方法等について、必要な事項を定めるものとする。

(選任の基準等)

第2条 避難所等開設担当職員は、次に掲げる事項に該当する者のうちから危機管理監が選任し、市長が任命する。ただし、長期間の避難所等の運営が必要になった場合において、交代要員として選任する者については、この限りでない。

(1) 災害対策本部員、本部事務局員及び管理職以外の者

(2) 避難所等から概ね2キロメートル以内に在住する者

2 前項の規定にかかわらず、避難所等に指定されている保育園にあっては、当該保育園の園長及び副園長を選任する。

3 次の各号のいずれかの事項に該当する職員は、前2項の規定にかかわらず選任しない。

(1) 休職中の者

(2) 妊婦又は産前産後休業若しくは育児休業中の者

(3) 危機管理監が避難所等開設担当職員として適当でないとする者

4 選任された避難所等開設担当職員は、その任期中、第1項若しくは第2項に掲げる事項に該当しなくなったとき又は前項第1号若しくは第2号に掲げる事項に該当することとなったときは、速やかに危機管理監に報告するものとする。

5 危機管理監は、前項の規定による報告があったときは、速やかに後任の職員を選任するものとする。

(任期)

第3条 避難所等開設担当職員の任期は、選任された年度の4月1日から2年間とする。ただし、再任することを妨げない。

2 前条第5項の規定により選任された後任の職員の任期は、前任者の残任期間とする。

(定数)

第4条 各避難所等の避難所等開設担当職員の定数は、2人とする。

(業務の内容)

第5条 避難所等開設担当職員は、避難所等への配備が決定された場合、迅速に避難所等に参集し、施設管理者等と協力して避難所等の開設及び災害対策本部との連絡調整等運営に関する業務に従事するものとする。

- 2 避難所等開設担当職員は、平常時から防災に関する知識を習得するとともに、地域の防災訓練に参加する等、地域住民との連携の強化に努めなければならない。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年11月6日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に任命されている避難所等開設担当職員については、この要綱の定めるところにより任命されたものとみなす。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。